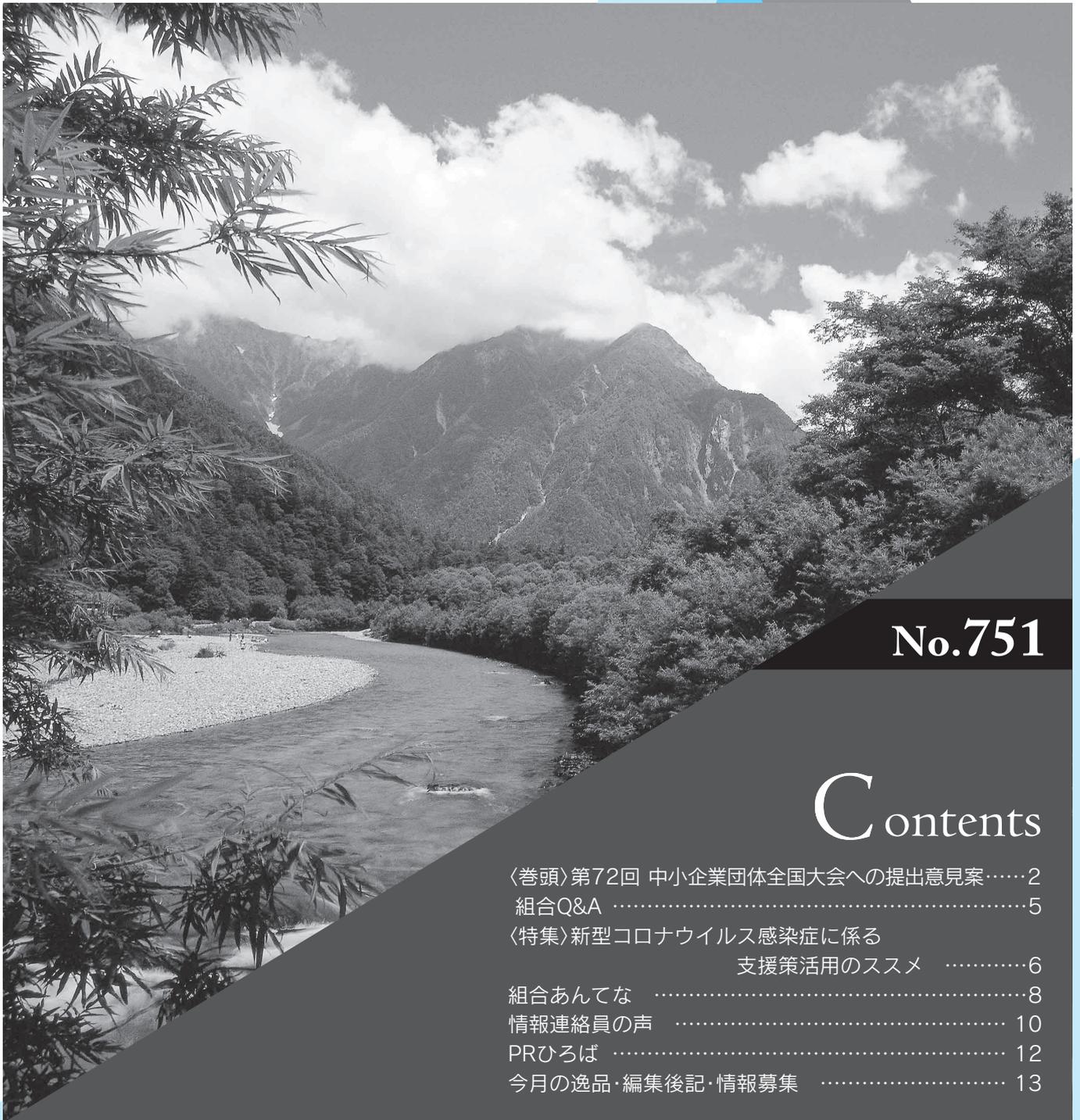


商工神奈川

2020

7

TOP NEWS ▶ 第72回 中小企業団体全国大会への提出意見案



No.751

Contents

〈巻頭〉第72回 中小企業団体全国大会への提出意見案	2
組合Q&A	5
〈特集〉新型コロナウイルス感染症に係る 支援策活用のススメ	6
組合あてな	8
情報連絡員の声	10
PRひろば	12
今月の逸品・編集後記・情報募集	13



連携で明日を拓く

神奈川県中小企業団体中央会

URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

第72回 中小企業団体全国大会への提出意見案

本会が設置する専門委員会による書面での協議及び6月19日開催の本会三役会での調整の結果、第72回中小企業団体全国大会への提出意見は下記のとおりになりました。この提出意見は、関東甲信越静中央会のブロック会議及び全国中央会での調整を経て、全国大会での決議項目に反映されます。

専門委員会は会長の諮問機関として課題ごとに6つの委員会(総合、労働、金融税制、エネルギー環境、商業サービス業、工業)が設置されており、行政などへの意見要望等について審議しています。

各委員会個別要望項目

〔 総 合 〕

1. 官公需適格組合及び地元中小企業への受注機会の増大について

- (1) 官公需適格組合等に対して積極的に受注機会の増大を図ること。また、国は地方公共団体に対して、国と同様な発注がなされるよう強く要請を行うこと
- (2) 地元中小企業の受注機会の増大を図るため、分離・分割発注の推進に努めるとともに、工事の発注にあたっては、地元中小企業を優先すること
- (3) 官公需適格組合や地元中小企業の受注機会の拡大のため、予算決算及び会計令、地方自治法を見直し、一般競争入札の縮小と少額随意契約の適用限度額の引き上げを図ること
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける中小企業に対し、最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適正な予定価格の設定に努めること

2. 社会保険料の引下げと中小事業者の利益確保について

- (1) 中小事業者が負担する社会保険料を引下げること
- (2) 社会保険料に含まれる法定福利費の発注価格への適正転嫁の徹底を図るとともに、人件費や原材料費の上昇などに対応できないような低価格な発注が行われないよう対策を講じること

3. みなし総(代)会制度の創設について

- (1) 現在、法令上認められている「みなし理事会」と同様に中小企業組合の総(代)会が書面決議のみで開催できるよう、中小企業等協同組合法等組合関連法令の改正を行うこと
- (2) 組合員がインターネット等の手段を用いて遠隔地から総(代)会に参加できる形態「ハイブリッド型バーチャル総(代)会」が法令上明文化されるよう必要な措置を講じること
- (3) デジタル社会に対応した人材育成を行うため、研修等の必要な措置を講じること

〔 労 働 〕

1. 新型コロナウイルスの感染拡大による危機的な経済情勢においては、令和2年度の最低賃金の引き上げは凍結すること

2. 最低賃金の引き上げに伴うパートタイム労働者の税制上の扶養制度と社会保険上の扶養制度での基準となる年収額を引き上げること

3. 中小・小規模事業者の新卒者採用支援及び若年者の人材確保・定着、就職氷河期世代や新型コロナウイルス感染症の影響により採用内定の取消や職を失った者の採用に対する支援策の拡大・強化を図ること

4. 外国人材の受入れ体制の整備について

- (1) 外国人技能実習制度における対象職種・作業の拡大を図ること
- (2) 「特定技能」による外国人材の受入れに当たっては、業界のニーズ等を勘案し、受入れ対象分野をさらに追加、拡大すること。また、技能実習制度の修了者が特定技能に移行できるよう、特定技能特有の基準の見直しを行うこと

5. 外国人技能実習制度における入国後講習の実施方法について、物理的な「開催場所」を設けながらのインターネットを活用したオンラインによる講習を行うなど、実施方法の抜本的な見直しを行うこと

〔 金 融 〕

1. 高度化融資制度における融資の際に必要な個人保証について、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、金融機関保証等へ弾力的に対応するように、都道府県に強く周知・徹底すること
2. 事業承継の阻害要因となる、相続時の個人連帯保証を始めとした阻害要因に対し、「経営者保証に関するガイドライン」における特則の周知・徹底をすること
3. 資本金劣後ローンなど資本力の低い中小企業に対する、要件緩和等の措置を講じること
4. 新型コロナウイルス感染症対策の中小企業向け融資制度について、今後の状況の変化に応じ、実質無利子等の支援策の期間延長等に柔軟に対応できるよう体制を整えること

〔 税 制 〕

1. 持続化給付金を益金不算入とすること
2. 中小企業組合の事業活動に必要な寄付金について、被災地の組合を支援する組合及び組合員による義援金を寄付金控除対象とすること
3. 軽油引取税の課税免税措置を恒久化すること

〔 エネルギー・環境 〕

1. 廃棄物処理・資源集団回収事業者への支援強化について
 - (1) 国は自治体への財政負担支援を行い、資源集団回収事業者に対する奨励金の上乗せ等の委託契約条件の改善が円滑に図られるよう指導の徹底を行うこと
 - (2) 国において緊急時を想定し保護具等の必要な物資の十分な備蓄を行うとともに、事業者が確実に物資を手できる仕組みを早急に構築すること
2. PCB廃棄物処理に伴う支援強化について
 - (1) 処理費用とともに対象となる機器更新のための補助制度を創設し、期限内に処理が進むよう排出事業者の負担軽減を図ること
3. 「エコアクション21」制度への支援の拡充について
 - (1) エコアクション21の国等による本制度の周知活動を一層強化すること
 - (2) エコアクション21の更新登録事業者に対する支援措置を創設すること
 - (3) エコアクション21の取得企業に対する官公需発注などにおける優遇措置を創設すること

4. 「省エネ補助金」の継続・拡充について

- (1) 「省エネ補助金」の継続・拡充を図ること
- (2) 小規模零細事業者でも活用できるよう、同補助金の申請や報告等の事務負担の軽減を図ること

〔 商業・サービス業 〕

1. 新型コロナウイルス感染症対策のための資金供給支援等について

- (1) 融資・補助金等資金供給支援措置の手続簡素化、迅速化、申請支援体制の強化を図ること
- (2) 引き続き資金繰りに窮する事業者に対し、持続化給付金等の要件緩和と継続及び追加給付支援を行うこと

2. 大規模小売店舗等の商店街組織への加入促進について

- (1) 大規模小売店舗等の商店街への加入・協力を促すための条例やガイドライン等の制定を促進すること

3. キャッシュレス決済の普及について

- (1) 中小・小規模事業者に対してはキャッシュレス決済手数料の補助制度を継続実施すること

〔 工業 〕

1. ものづくり補助金の継続・拡充について

- (1) ものづくり補助金を継続するとともに、採択事業者の増加を図るため、予算額を増額すること
- (2) ものづくり補助金の給与支給総額の増加及び事業場最低賃金に関する補助要件を撤廃すること
- (3) 中小製造業の高付加価値化を図るため、補助上限額を増額し、先端設備の導入及び高度な試作開発の促進を図ること

2. 感染症予防に適応した作業環境構築のための支援策について

- (1) 感染症予防に対応した作業環境構築に関して、設備に対する補助制度の創設、既存制度の補助率引上げ、補助対象の拡大など支援策を拡充すること
- (2) 事業所内の衛生管理を強化するため、マスクや消毒薬等の衛生用品の安定な供給確保を図ること

3. 下請取引の適正化について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、下請の中小事業者が資金繰りに窮していることから、元請企業に対し手形の支払サイトの短縮等、取引条件の改善を促すこと
- (2) 元請企業に対し、下請取引の適正化に関する各法令、ガイドラインの遵守、徹底を図るよう、監督・指導を更に強化すること
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、下請取引に関する問題が増大することが予想されることから、下請かけこみ寺等、中小企業の相談窓口の拡充及び下請Gメンによるヒアリングの更なる強化を図ること

4. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業への支援策について

- (1) 需要回復に至るまで、持続化給付金の要件緩和と継続及び複数回の申請を可能にする等、制度拡充を図ること
- (2) 各地域の支援策の抜本的拡充を図るため、地方創生臨時交付金を大幅に拡充するとともに、それを活用した中小製造業への支援策の拡充について、国から地方自治体へ促すこと
- (3) 各種展示会、商談会への出展、広告宣伝などの中小製造業の需要喚起、販路開拓への取り組みに対し、新たな補助制度の創設、既存制度の補助上限額の引上げ、補助対象の拡大など支援策を拡充すること

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合 Q & A 第34回



成田公認会計士事務所
所長
成田博隆 先生

Q. 私どもの組合では、理事会へ出席する理事に対して1回の出席につき一律に一人あたり5千円を支給しております。顧問税理士からはこの支給額については役員報酬に該当するとの指摘を受けました。役員報酬に認定されないようにするためにはどのように処理すべきでしょうか。

A. 議費(又は「旅費交通費」)等の科目を以て損益計算書の「一般管理費」の中に計上すること

貴組合のように理事に対して理事会への出席手当として一律に一定金額を支給する組合も散見されます。しかし、理事会へ出席する際の交通費及び食事代を領収書や明細の提出も無いままに一律に支給する場合には支給額が実際に生じた費用の額であるか否かに関して次のような疑問が生じます。

- ・理事会開催場所までの移動に要する交通費の額は理事それぞれによって異なると考えられること
- ・食事についても理事会の開催時間と往復の移動時間によっては必ずしも食事が必要な理事ばかりとは限らないこと。また、食事の支出額も各理事によって異なると考えられること。
- ・交通費及び食費の合計額が丁度5千円となる可能性は極めて低いこと

これらの事情を考慮して、組合の「理事会出席手当支給規程」等を作成し、支給手続きを明確にしておく必要があります。規程の中には次のような趣旨の文言を入れると良いと考えられます。

- ・利用する交通機関及び手段は理事として通常利用するものによること
- ・食事も理事として通常とると考えられる程度の内容とすること
- ・支給に際しては理事が乗車期日、乗車区間、金額等を記入した旅費明細書を作成し、タクシー等領収書のあるものはこれを添付し、食費については領収書を添付の上事務局に提出してもらい、事務局責任者の承認を経て実費を支給すること
- ・交通費及び食費の合計額が5千円を超える理事については5千円を限度として支給する旨を明示すること
- ・合計額が5千円未満の理事については実費を支給すること
- ・この規程に従って支出した金額については又は「会

議費(又は「旅費交通費」)等の科目を以て損益計算書の「一般管理費」の中に計上すること

現状のままですと、役員報酬に該当するものとして認定された場合、一人あたり5千円の支給額が役員報酬として定時定額で毎月支給されている場合は通常の役員報酬として取り扱われることとなりますが、理事会に対する交通費及び食事代支給の無い月が1ヶ月でもあれば、定時定額の支給とはならないため、これらの年間支給額の合計が役員賞与に該当するものとして取り扱われ、組合の所得計算上の損金算入を否認されることとなります。また、受給した各役員についてはこの部分の金額を給与所得とされ、受給した理事のご自身の会社からの役員報酬受給額と併せて給与所得として所得税の確定申告をする必要が生じます。役員報酬として支給する場合は毎月定時、定額で支給し、扶養控除申告書を組合に提出していない理事については「給与所得の源泉税額表」の乙欄に従って源泉所得税を支給額の3.063%を乗じた額を差し引いて支払わねばなりません。

また、給与等の支給対象人員が10人以下であっても、理事会への出席手当の支給対象者の数を加えると10人を超えることとなる場合には源泉所得税の納期特例の適用もなくなりますので、ご注意下さい。

なお、これらの支給額を組合の一般管理費の中の「理事会出席手当」等の勘定科目で独立掲記した場合には受給した各理事については給与所得や年金所得等以外の所得の金額がこの手当を含めて年間合計20万円以下であれば所得税の確定申告の必要はありません。20万円を超える場合には確定申告をしなければならないこととなります。一人5千円の支給を継続する場合でも、交通費や食事代について、明細書や領収書が提出されていればこれらの合計額と5千円との差額だけが役員報酬とされることとなります。会計担当者としては全ての支出に対して領収書、請求書等の支出額の正当性を裏付ける証拠資料を入手すべき原則を忘れてはなりません。

組合個別 専門相談

●通常相談は無料、秘密厳守●

■ 次回日程

◎法律、税務・経理、労務

令和2年

8月19日(水)

新たに労務関連の
相談ができるよう
になりました!!

午後1時～4時 本会会議室にて

●電話予約をお願いします。 本会 組織支援部 TEL:045-633-5133

新型コロナウイルス感染症に係る 支援策活用のススメ

雇用調整助成金編

社会保険労務士法人 ことのは
社会保険労務士 益子 英之

新型コロナウイルス感染症の拡大に関連して、国は様々な支援策を発表しています。その中で持続化給付金と並び事業者向け支援策の中心となる雇用調整助成金は申請件数が増加し、令和2年6月28日時点で累計申請件数281,567件のうち累計184,320件が支給決定しています。しかし、実際にはこの数字をはるかに超える申請が控えていて、これから申請の準備をしようとする事業者もあり、申請件数は今後さらに増加することが予想されます。自粛ムードが徐々に緩和されて人も動き出し始めていますが、先行きが不透明であることから、継続して休業やテレワーク等を実施するケースもみられます。

そこで今回は、雇用調整助成金について、あらためて基本要件や実務ポイントを整理します。元々手続きが複雑で分かりにくいなど批判的な指摘も多い助成金ですが、特例発表や書式変更が頻繁になされ、オンライン申請システムの不備などもあり、申請を躊躇してしまう方も多いようです。しかし現時点においては、変更内容も一段落し、申請手続きも簡略化されているので、面倒がらず、あらためて要件を確認し是非申請してみてください。

1 基本の要件

まず、基本的な要件は次の3つです。

- ①新型コロナウイルスの影響で売上げ等が下がった。
- ②雇用の維持を図るため、労働者に休業(短時間休業含む)をさせた。
- ③休業させた労働者には、休業手当を支給した。

営業自粛や自宅待機させるなど労働者に労働をさせなかったとしても、有休消化や在宅勤務(テレワーク)をさせていたり、労基法で定める平均賃金60%以上の休業手当を支給していない場合は利用することはできません。そしてこの助成金は本来雇用保険に加入している者を対象としたものですが、緊急対応期間中(令和2年4月1日～9月30日)の休業であれば、アルバイトやパートなど雇用保険被保険者ではない労働者を休業させた場合にも、ほぼ同内容の「緊急雇用安定助成金」を申請することができます。

2 助成額の算定

助成額については、従来日額8,330円が上限でしたが、緊急対応期間中の休業に限り日額15,000円まで引き上げられました。これにより事業者が労働者に支払う休業手当の大部分がカバーされることから、労使間で定める休業手当の支払い率を100%にするなど、休業当初より支払い率を引き上げる事業者も出てきています。

助成額は、労働者に支払う休業手当が人により異なっても、前年納付した雇用保険料をもとに計算した1人当たりの平均額で算定するのですが、この計算方法が分かりにくいとのことから、小規模事業主(概ね労働者20人以下)については、「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定できるようになっています。

3

生産指標（売上低下）の要件と申請可能期間

新型コロナウイルスの影響で、売上額や販売量等「生産指標」と呼ばれる数値が、原則として前年同月比で5%以上(令和2年3月31日前の休業は10%以上)減少していることが要件です。そして一度申請をすれば、その後景気が回復し5%以上減少していない状態になっていても、引き続き休業を実施したときは最長1年間申請することが可能ですので、うっかり申請を止めてしまうことのないように気を付けてください。

4

休業等計画届の提出不要と申請期限

従来は、休業を実施する前に、休業実施の予定を立てた「休業等計画届」を作成し提出することが必要でしたが、手続きの簡略化でその作成提出は現在不要となっています。

また、支給申請手続きは、賃金計算の都度、賃金計算締切日の翌日から2ヶ月以内が期限ですが、支給対象期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業については、令和2年8月31日まで申請が可能となりました。これにより、すでに実施済みの休業についてもさかのぼって申請することが可能になっています。

以上のように、様々な緩和策により利用のハードルが下がっているのです。こうした支援策を活用し新型コロナ危機を乗り越えていただきたいと思います。

* 分かりやすく解説するために、簡略・一部省略して記載しておりますことをあらかじめご承知おきください。



【執筆者紹介】

ましこ ひでゆき
社会保険労務士 益子 英之

社会保険労務士法人ことのは マネージャー
神奈川県中小企業団体中央会 個別専門相談会相談員
神奈川働き方改革推進支援センター派遣型専門家登録

就業規則作成、給与計算、社会保険や労働保険の事務手続き、役所対応などのサポートから厚生労働省管轄の公的助成金の受給手続き代行まで、人事労務の専門家として幅広い経営サポート業務を行っています。

また、専門的で難しく捉えられがちな労務情報やノウハウを、講演などで分かり易く丁寧にお伝えしており、働き方改革の支援等の労働環境の改善のために日々尽力しているほか、本会の個別専門相談員としても組合の皆様の労働問題の解決支援に努めています。

【実績など】

人事労務コンサルティング(制度設計・運用、職場改善、etc.)、労働保険・社会保険手続きの指導、給与計算方法の指導、各種助成金申請支援、社内規定作成支援セミナー講師、執筆他、労務関係事案に対する支援・解決事例多数

上記プロフィールのとおり、益子先生は本会個別専門相談会の相談員として雇用調整助成金をはじめとした労務関連のご相談を毎月1回行っています。もし労務関連でお悩みごとがございましたら是非、個別専門相談会をご活用ください。

【個別相談会 窓口】 本会 組織支援部 TEL : 045-633-5133



組合あんてな



～新型コロナウイルスに負けない！事業者特集～

復興を目指す街のモデルケース！ 横浜中華街発展会協同組合



取材に応じていただいた竹本氏

横浜中華街発展会協同組合は、横浜中華街で活動する約400名の事業者を組合員として、街内発展のため組合員が円滑に商業活動するためのルールづくりや、催事・イベント運営等の活動に取り組んでいます。

横浜中華街は、新型コロナウイルスが中国で流行し日本国内で感染者が出た当初から、風評の影響も重なり客足が激減し、街全体が大きな損失を被りました。しかし、そんな逆風にも負けずに「#がんばれ中華街」をテーマとして街の復興を目指し様々な活動を行っています。今回、その活動の中心で指揮を執っている竹本理華常務理事に取材させていただきました。

幼少期から中華街で育ち、20年前に雑貨店「萬來行」をオープン。以降、横浜中華街内に3店舗を出店しています。また、現在当組合の常務理事として事業企画部に籍を置き、横浜中華街発展のための様々な企画立案・実施に取り組んでいます。取材中に街に対する熱い想いが伝わってきました。



ユーザーの後押しで組合が奮起

新型コロナウイルスの影響で緊急事態宣言が発令され、中華街のお店は一斉休業となり、街は静けさに包まれました。休業期間中にも当時の活気をいち早く取り戻したいという思いから、当組合の組合員がSNSで「#がんばれ中華街」と発信。その内容に中華街ユーザーが応える形でさらに拡散していき、瞬く間に横浜中華街を応援するコメントがSNSで溢れ、組合は改めて復興を目指す決意を固め、宣言解除後に備えて様々な事業企画を立案していきました。



組合間連携から生まれた新事業！ お店の本格中華料理を自宅にテイクアウト♪

当組合は宣言解除後に「#がんばれ中華街」をテーマに地元企業と提携し、様々な取り組みを行っています。中でも話題となったのが、5月13日～6月30日の期間に実施した、中華街の飲食店の料理がテイクアウトできる「ドライブスルーサービス」です。当サービスに参加している店舗に電話注文すると、従業員が希望時間に中華街パーキングに持参し、その場で手渡しするサービスです。(利用可能な時間は11～14時の3時間)常に理事2名が感染防止のための警備を行い、キャッシュレス決済サービスも積極的に活用しました。

サービス開始当初に事務局でプレスリリースを行ったところ、メディアから取材申込が殺到し、その取り組みが様々な媒体に広く報道されました。その結果、一日の利用者が150名に達するなど盛況となりました。一人で大量注文するユーザーもあり、「頑張っ！」、「応援してるよ！」等の言葉をかける方も多く、本当に励みになったそうです。

料理の渡し場所となった中華街パーキングは横浜中華街パーキング協同組合が運営する施設で、昔から団体同士で良好な協力関係を築いており、街を復旧させたいという両者の強い想いがこのサービスを実現させました。



復興を願う組合の熱い想い

「中華街は新型コロナウイルスの影響を色濃く受けており、風評や噂も相まって、街にヘイトレータや心無い言葉をぶつけられることもありましたが、それ以上に街を応援してくれる方の声が多く、涙が出るほど嬉しく、励みになりました。

私たちは街の活性化のために各委員会でも様々な取り組みを行っており、衛生管理一つをとっても新型コロナウイルスが流行する以前から、定期的にセミナーを開催し、日頃から食品衛生や公衆衛生管理を徹底しています。何故そこまで徹底するかというと、組合員にとって街は自分たちの生活そのものになっており、それだけ街の活性化にかける想いが強いからです。時には、意見の衝突もありますが、魅力溢れる街づくりをしたいという気持ちは皆変わらず、中華街というブランドに誇りと自信を持っています。

実は、中華街パーキングで実施した『ドライブスルーサービス』も組合としては初の試みで、手探りの状態で始まり、加盟店やメニュー表をホームページに掲載するため、組合が運営会社と組合員の間で連絡を取り合う等、試行錯誤の毎日でした。しかし、結果としてこれだけユーザーの方から反響を得ることができたのは自信にもなりました。現在も街に人の出入りは少なく、イベント等も軒並み中止となっており、厳しい状態が続いていますが、今後も様々な企画を立案・実施していくつもりです。」

横浜中華街発展会協同組合
常務理事 竹本 理華



ユーザーに感謝の気持ちを伝えたいと、中華街門に掲げられた横断幕



ドライブスルーが行われていた中華街パーキング



組合員店舗への来店者には感謝の気持ちを込めたカードを渡しています

【記事についてのお問合せ先】
横浜中華街発展会協同組合 事務局
TEL: 045-662-1252

ホームページは
こちら



～新型コロナウイルスに負けない！事業者特集～

社内全体が一丸となって他社にはない製品とサービスを！

株式会社ツジマキ

(神奈川県スクリーン・デジタル印刷協同組合 組合員)



株式会社ツジマキは大正5年(1916年)にシルクスカーフの製版会社として創業し、現在はシルクスクリーン印刷技術やインクジェットプリント印刷技術を活用した各種印刷業務を行っています。当社も例に漏れず、新型コロナウイルスの影響により受注が減少しましたが、既存の設備と印刷技術で培ったノウハウにより、新たに「ソーシャルディスタンスシール」と「アクリルガード」を製造・販売し、大きな反響を呼んでいます。今回はその取り組みを行う当社について代表の辻巻晋輔氏に取材をさせていただきました。



～築き上げた関係性に救われた当社～



新型コロナウイルスの影響により、大きな損失を受けた当社ですが、「今だからこそ、お客様のために何かできることがあるのではないかと」考え、悩んだ末に既存の設備と印刷技術で培ったノウハウで「アクリルガード」と「ソーシャルディスタンスシール」を開発しました。今までお世話になった感謝の意味を込めて、無償で両商品を行政機関や支援機関、取引先各社に提供したところ、大量注文の問合せがあり、本格的に製品化するに至りました。ホームページやSNS等で広告をせずに、ここまで売上が上がったのも当社が築いてきた外部との関係性に尽きるのではないのでしょうか。



ラミネートコーティングされているため、文字が消えにくく、シールをはがした際も糊跡が残らない仕様になっています。



塩化素材のため、落として割れる心配もなく、サイズも調整して注文できます。価格も他社と比較するとリーズナブル。

～先代から会社を継ぎ社内改革で売上が3倍に！～



辻巻氏は上記の取り組みを含め、先代から会社を継いでから、当社を取り巻く環境変化に対応するため、抜本的な組織改革を行っています。例えば、中央会が窓口となっている「ものづくり補助金」や「経営革新」等の制度にチャレンジし、補助金や特別融資を活用しながら、設備導入と人員補充を行い、新サービス・製品の開発や既存商品製造にあたっての調達から加工までの社内一貫体制を構築していること等が挙げられます。

また、自社のPRをすべく、ホームページやSNS等を活用し、情報拡散する他、各種展示会にも出展することで、辻巻氏自身が想定していなかった企業が新たな取引先となり、大口の受注を獲得することができたそうです。この経験から「商品やサービスの価値を決めるのは自社でなく、お客様自身である」と気づき、積極的に異業種の企業とも交流を図っています。

このような社内改革を行った結果、会社を継ぐ以前と比較すると、売上が3倍にもなり、事業を拡大することに成功しました。



～事業者の声～



「新型コロナウイルスの流行により、改めて気づかされたのが、数年先でさえ企業を取り巻くビジネスモデルはガラリと変わり、企業はその変化に対応しなければならないということです。現在も非対面型のビジネスが台頭しており、当社もメールやDMによる営業、最終的にはWEB上で商談ができるような環境を整えていく構想を練っています。また、こんな時だからこそ、いつも以上に国が展開する補助金等の制度を最大限に活用していく必要があると感じています。私自身も補助金等の書類を作成する際は支援機関や専門家、色々な方たちの協力を得て、申請しているので、ただ『苦手だから』や『興味がない』といった理由でチャレンジしないのは、非常にもったいないと思います。

私も組合に所属する一人として、自社のことだけを考えるのではなく、自分の知識や経験、ノウハウを組合内で共有し、業界の発展に貢献していきたいと考えています。新型コロナウイルスの影響による自社の損失は大きいですが、この機会を新たな事業を生み出す転換期だと捉え、今後も前向きに経営をしていくつもりです。」



取材に応じていただいた
3代目 代表取締役社長 辻巻晋輔氏

【記事についてのお問合せ先】

株式会社ツジマキ

(横浜市南区大岡3-13-12)

TEL: 045-741-4856

MAIL: tsujimaki@tsujimaki.jp

当社
ホームページ



製造業

食 **パン** 焼きたてパンの店等はテイクアウトを選ぶ方が増えて前年比アップしているが、卸その他合計の売上では大幅にダウン。緊急事態宣言明けは、多少発注が戻すが、スピードは遅い。6月は給食が軌道に乗らず、給食関係組合員は依然厳しい状況が続く。

料 **酒造** 令和2年4月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比47.19%と下回った。特定名称酒以外の普通酒も対前年比43.01%と下回り、合計で対前年比46.50%と前年を下回る結果となった。

品 **ひもの** 緊急事態宣言の全面解除が出されたが当業界の現状は観光地の旅館・土産店等の得意先が動きださず未だ厳しい状況である。本来なら「小田原ひもの」の原料である地元産アジが旬の季節を迎えるため原料確保に血眼になる時期だが今の環境では資金繰りの点で原料確保が思うようにできない。

品 **製麺** コロナ禍の影響で景況が悪い。色々と制限が解除されている中、今年の夏は海水浴場は営業しない模様。休業、自粛要請の出し方の基準がマチマチな様な気がする。また、第2波の懸念もある中、長期にわたって休校や休業が出てしまうと耐えられない所も出てしまわないか、とても気になる。

木製材 **家具** 新型コロナウイルス対策の自粛により、百貨店経由の販売減少や、大手ゼネコンの工事中止により、完成遅れ、従って作り付け家具の納期延長が発生している。アパレル店舗の縮小や、ホテル旅館向けの注文家具もストップしている。

印 **製本** 新型コロナウイルスの影響とゴールデンウィークが重なり、売上前年比で各社20～50%の減少を見せている。従業員は休業指示もあり、各社助成金や給付金、制度融資を利用する会社も多く、組合として資料をまとめ配布していく予定。

刷 **印刷** 今年度の当組合のスローガンは「進もう、一歩前に。～次の世代に一歩進んだ Happy Industry を継承するために～」であり、小さな一歩でも確かな実績を積み重ね、次の世代に今よりも良い社会を繋いでいくことを使命としている。

ゴ化学ム **石油製品** 緊急事態宣言解除後のある組合員の景況は次のとおり。「2月頃からその傾向は出ていたが、5月は売り上げが急減した。石油元売りの製油所稼働率は4月第2週に80%を割り込み、5月第2週以降は70%前半に低迷した。」

土石製業 **砕石** 新型コロナウイルスの影響による工事の一時中断で、前半までは需要の縮みが現われ出荷が減少した。後半は回復の兆しが見受けられるものの、当月出荷は総じて低調。

鉄鋼・金属 **工業塗装** 毎年4～6月まで年度替わりで受注低調であるが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、昨年より10%受注が低下した。特に5月は中頃より、感染症の影響による得意先の減産があり売上減となった。例年通りの7月からの受注増加に期待するが、取引先がテレワークで打ち合わせができていない。

工業団地（相模原市） 5月の共同受電電気使用量は、家庭向けの需要が急伸びている食品製造業を除くと、機械・金属関係は前年同月比▲20.9%と操業度は低下している。4月は前年同月比▲9.9%であり、状況は厳しくなっている。

鉄鋼 **工業団地（相模原市）** 新型コロナウイルスの影響が、売上・操業度などに出てきている。組合員の取扱い製品によりズレはあるものの、各社メーカーの工場休止生産計画の下方修正により、時期によっては売上高前年比▲20%程度の減少を予想。雇用面、4月、5月分の雇用調整助成金の申請を実施済の組合員あり。

金属 **工業団地（伊勢原市）** 新型コロナウイルス対応及び活動自粛、自主休業の拡大等により、売上減少。今後の見通しは不明で、ジリジリ厳しい状況になっており、特に車関連の落ち込みが激しい。週1～2日の生産調整実施企業も増えており、今後、売上低迷の見通し。

金属製品 新型コロナウイルスで緊急事態宣言から約2ヶ月、じわじわとコロナ疲れが表れてきて中小企業は非常に厳しい状況になっている。雇用の維持や固定費が重くのしかかり、緊急事態宣言が解除されても元の状態に戻るには長い時間を要する。政府の対策が急がれる。

輸送機器 **指定業者（船舶）** 新型コロナウイルスで世界経済が悪化し、国内造船各社は商談が思い通りに進まず、例え収束しても平常に戻るためには数か月から半年位の時間が必要と言われている。手持ち工事は20年ぶりに低水準で危険水域に達している。

その他 **工業中心の複合業種（川崎市）** 緊急事態宣言中は、9割強の企業が影響を受け、連休も長めに取り、ほぼ停止状態。一部の合成樹脂関係企業はアクリル板やシールドの注文が殺到し、フル稼働している。宣言解除後は、大手も動き出し徐々に動いてはいるが見通しは厳しい。

その他 **工業中心の複合業種（川崎市）** 新型コロナウイルスの影響によって、多くの企業で売上高は減少し、収益状況と資金繰りが悪化している。取引が想定以上に悪化し、在庫が増加している企業もある。取引先の破産により、売掛金の未回収や取引先で海外部品の納期が延びて、製品が組み上げられない等の影響も出ている。

製造業 **工業中心の複合業種（厚木市）** 世界的に設備投資が見送りされ工作機械の受注が大幅に減少。大規模展示会等が中止され、機会損失が発生。原油、金属材料の相場乱高下の影響が大きく、飲食業の営業自粛、イベント自粛による影響が製造業へも波及する可能性がある。

景況天気図 (前年比)	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況
	全体	-74.3%	-11.1%	-17.6%	-31.1%	-74.3%	-59.5%	-61.9%	-23.0%
製造業	-85.7%	0.0%	-19.0%	-19.0%	-81.0%	-66.7%	-61.9%	-28.6%	-76.2%
非製造業	-69.8%	-20.8%	-17.0%	-35.8%	-71.7%	-56.6%	—	-20.8%	-81.1%

【天気図の見方】 各景況項目について「増加」(または「好転」)業種割合から「減少」(または「悪化」)業種割合を引いた値(KJ)をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKJ値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KJとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。



※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

非製造業

卸	菓子卸	売上が減少している。一部休業して雇用調整助成金を申請する組合員もいるようだが、新型コロナウイルスが早期に収束しなければ、資金繰が大変厳しくなることが予想される。	小	商店街（川崎市）	新型コロナウイルスに感染した人が急増してから約3ヶ月、緊急事態宣言が月末に解除され、当商店街の通行量は大きな変化はないが、各店舗の売上は飲食店を中心に厳しいようである。また、銀行、信用金庫等は、資金難のお店への貸出に前向きに考えているようで、補助金関係の資料を商店街各店舗に配布している。	
	金属原料	金属屑が発生し、極端に売上が減少。（約30～40%減）		商店街（相模原市）	新型コロナウイルスの影響に慣れたのか、諦めなのか、少し落ち着いてきた。飲食店はテイクアウトに力を入れているが、どこも始めているので、特色を出さないと難しいだろう。	
	卸団地	売上については、前年同月比で減少。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、急激に悪化している。一方、巣ごもり需要による特需で増収の企業もあり、販売ターゲットによる業績格差が顕著に表れている。		業	温泉旅館	4月に引き続き、5月も組合員施設のほとんどが休業している。
売	料理材料卸	4月に引き続き外食産業向けの我々専門卸売業は厳しい結果となる。給付金の申請、雇用助成金の申請、借入等、すべてを行ってきたが、対応が遅れているのは残念である。解除された6月以降も間違いなく低迷は続く。	サ	医療業	病院群は2病院（横浜市・川崎市）がコロナ患者を受け入れており、入院（70%）、外来（80%）と減少が激しい。また、健診の全面ストップによる収入減も大きい。クリニック・薬局は、風評被害による外来患者数の減少、検査等の縮小による日当の減少が続き、売上（収入）は大幅に下がっている。	
	歯科用品	歯科医院が診察時間の制限に入り、物流に滞りが始まる。		ファイナンシャルプランナー	前年度は新型コロナウイルスの影響は少なく増益となったが、今年度のウイルスの影響は大きく、減益を予想している。	
	リサイクル	古紙・古布に関して、新型コロナウイルスによる各国の輸入禁止措置などにより、大きな影響が出ている。		業	情報サービス業	5G開発関連で売上、収益ともに増加傾向。新型コロナウイルスによる影響も徐々に出てきており、企業によっては既に営業活動がほぼ停止。既存プロジェクトは在宅勤務で対応しているが、コミュニケーション環境や開発環境が十分ではなく、生産性の低下懸念あり。
業	リサイクル	古紙市況は、供給余剰により問屋の在庫は高水準で、依然として市中回収ができない状況も続いている。中国向けの輸出減少が回復しないため、ベトナムや韓国向けの輸出拡大等新しい取り組みを課題としている。	I	建物管理	新型コロナウイルス感染症による顧客の休業、休店、休館等により売上げの減少が見られる。	
	菓子	新型コロナウイルスの影響で業界の先行きは不透明である。店舗販売だけでは売上が作れないので、受注業務に期待したいが、なかなかイベント開催も難しいので、苦しいところである。		建築設計	緊急事態宣言も解除され、神奈川では各緩和のステップを踏まず、各店の休業要請が解除された。今後2週間後の感染状況が気になるところだが、新型コロナウイルスの影響による生活の形はかなり変わったと思う。学校や地区センター等の公共施設の設計が多いが、今後の設計にも影響を少なからず与えよう。	
	青果	5月も、引き続き天候も良く、野菜果実とも生育順調で、入荷相場ともに概ね安定していたが、政府の緊急事態宣言で、納品関係はますます厳しさを増し、連休の影響もあり、依然需要は低迷状態が続いている。		ビ	柔道整復師	柔道整復師はテイクアを併設するところも増えているが、感染の不安から予約が著しく減少、新規顧客獲得0件、衛生用品の支出増、などに伴い経営悪化、さらに人材不足の加速も加わり、経営圧迫されている。
小	乳製品	新型コロナウイルス感染による外出自粛で学校給食休止期間の延長や外食産業の営業自粛などが増加し、牛乳・乳製品需要の減少は深刻化する一方であった。宅配の牛乳・乳製品については、外出自粛により新規の宅配顧客は増加傾向にある。	ス	警備業	コロナ禍での影響甚大で先行きが見通せず。	
	生花	新型コロナウイルスの影響で売上は前年比50～60%。		車体整備	新型コロナウイルスによる外出自粛のため、交通量が減少し、修理の入庫も減少している。	
	新聞販売	新型コロナウイルスの影響による折込広告の収入減少は深刻である。		業	管工事業	公共工事に係る受注は順調であるが、民間からの受注の落ち込みが顕著である。新型コロナウイルス以外にも消費税駆け込みによるものとみられるが、当面は引きづりそうである。
小	電化製品	緊急事態宣言の影響もあり、能動的な訪問活動ができない状況であったが、電化製品の買替需要は一定数あり。前年比50%以上販売がダウンしたお店はほとんどないと思われる。6月はそれぞれのお店が独自に個展を開催する予定で夏物商品の拡販に期待。	業	電気工事	新型コロナウイルス感染拡大により、現場作業が休止し、延期が増加している。学校関連の入札は夏休みの工事が全て中止。受注単価も低下している。	
	書店	前月と同様、緊急事態宣言による大手書店チェーンの休業により、地元の商店街の小売店は売上が1.5～2倍増加した。		建	空調設備工事	新型コロナウイルスの影響で受注している工事が延期・中止になっている。今後の影響がどうなるかわからない。
	食肉	新型コロナウイルスの影響で、当組合としては、イベントの中止等により、売上が延びず苦戦している。		業	畳工事	組合事業は好転しているが、一般事業社の売上は悪化し、長期化する可能性を秘めている。
売	鮮魚	給食等の納品業務は再開が不透明。店舗販売のところが影響が少なく、飲食店は壊滅状態。	業	建具	先月同様、リフォームを控えるお客様が多く、売上げが減少気味である。新型コロナウイルスの影響と思われる。	
	燃料	原油相場が4月末に一端底を打って以降、5月に入ってから3週続けて上昇している。これは、新型コロナウイルス感染対策のため制限していた、経済活動を段階的に再開する動きが欧米も含め拡大、石油需要が回復に向うとの観測に繋がったためと考えられる。		運	道路貨物	新型コロナウイルス感染症の影響は予想以上に大きい。特に海コン業者の落ち込みは20～50%と厳しく、中には80%以上ある業者もいると報告されている。
	共同店舗	新型コロナウイルスにより、4月、5月は未収金発生。テナントも退去届が出ており、悪化の一方。		業	道路貨物	消毒液を入れる容器など衛生関連品の輸送が堅調。海上コンテナの輸入は中国からのものが微増し、輸出は減少のままである。
業	タイヤ販売	新型コロナウイルスの影響で消費財の売上が低迷している。タイヤ販売は現場作業のため、テレワークできず、各社マスクやアルコール除菌等で感染防止に努めている。他業種の不振が今後の消耗品需要に繋がるので、この先も不安である。	業	道路貨物	新型コロナウイルス感染症の影響が拡大しており、輸送業務が減少している組合員が多くなった。求車求荷の荷物情報が1/5程度に減少している中、車が余っている事業者が多くなったため、受給バランスが崩れて、運賃の一部低下が見られるようになった。	
	商店街（横須賀市）	新型コロナウイルス感染症による組合員向け支援策として組合費は5～6月の2ヶ月分全額免除とした。今後も大規模な感染第2波、第3波到来の可能性も大きく、先行き不安な状況が続くのではないかと。		業	歯科技工	新型コロナウイルス対策の影響により組合員事業所の景気回復が見えないためか、経営は大きく悪化した。
	商店街（横浜市）	新型コロナウイルスの影響で、飲食業を中心にとっても厳しい状況で、テイクアウトや昼営業を行っている。早く自粛解除を望む。		業	不動産	5月は新型コロナウイルスによる自粛で営業日数・営業時間を短縮していたので、売上が下がったが、予想より減少幅は小さかった。但し、エンドユーザーが相手の仲介専門の不動産屋は売買も賃貸もともに打撃を受けた。
	商店街（藤沢市）	緊急事態宣言延長で近隣大型商業施設の休業が延長、当商店街は営業時間短縮で営業を継続できているため、全体の売上は前年比で110%以上の伸び率である。苦戦していた飲食店舗では、弁当販売開始により、売上がプラス。逆に、衣料品店、サービス業の店舗については、厳しい状況が続いており、持続化給付金で対応している。	非製造業			



法律、会計・税務、労務関連でお悩みごとはありませんか？ そんなときは「個別専門相談会」をご活用ください!!

本会では、毎月1回専門家による個別相談会を無料で実施しています。法律、会計・税務のほか、今年度より新たに労務関連のご相談が可能となりました。組合運営に精通した弁護士、公認会計士、社会保険労務士の専門家と本会指導員が皆様のお悩みごとを解決いたします。毎月の開催日時は本機関誌の組合 Q&A のコーナー(今月号は5ページ)の下部に掲載しておりますので、お気軽にお問合せください!なお、ご都合がつかない場合は、本会指導員が代わりに専門家に質問をさせていただくことも可能です。

※ご相談頂ける方は県内の中小企業組合様と本会会員団体様に限ります。

相談内容例

法律: 債務や契約の不履行、行方不明組合員への持分払い戻し等

会計・税務: 新型コロナウイルス感染症対応の助成金や一時金の会計処理、利用分量配当等

労務: 労務管理上の実務(就業規則の見直し、新型コロナウイルス感染症における休業補償、テレワーク・時差出勤の運用)、助成金手続きの方法等

本会パソコン研修会の開催について

会員の皆様におかれましては、いつも本会パソコン研修会にご参加いただき誠にありがとうございます。本機関誌4月号(令和2年4月15日発行)にて令和2年度の研修会スケジュールを掲載させていただきましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催日時や内容を変更することとなりました。ご連絡が遅れてしまい大変申し訳ございませんが、調整がつき次第、再度皆様にスケジュールをご案内させていただきます。開催する際は感染拡大防止すべく、3密を回避できるよう徹底して参りたいと考えております。

なお、引き続き、個別の組合様でパソコン研修会等を開催することも可能です。お気軽にお問合せください。



【パソコン研修会についてのお問合せ先】

企画情報部 TEL: 045-633-5134

労働保険のお知らせ

令和2年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の
確定・概算申告と保険料等の納付はお早めに。

申告・納付期間は **6月1日(月)~8月31日(月)**です。

※令和2年度は期限が延長となっています。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

労働保険料は口座振替が便利です! ▶

検索 厚生労働省 労働保険 口座振替

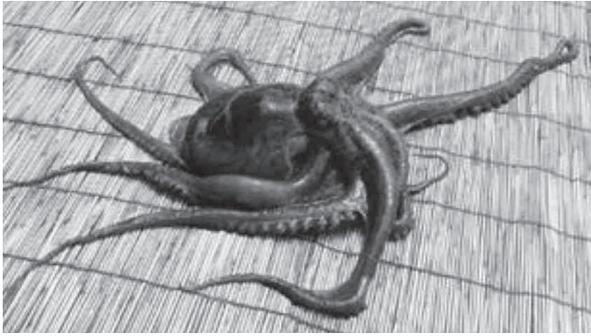
※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

お問合せは

神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課 適用第1係・第2係・第3係 … 電話 045-650-2803

逸品の今月の

『かながわの名産100選』より



#34 佐島の地だこ

蛸壺や籠網漁で漁獲され、6～8月が漁の最盛期。横須賀市佐島の海はタコの餌となる貝類や甲殻類が多く、豊富な餌を食しているため歯応えも良く味わい深いのが特徴。かながわブランドにも選定されており、ブランド品として定評がある。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。

「かながわの名産100選」は県HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>)でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
 神奈川県 国際文化観光局 観光部 観光企画課
 TEL: 045-285-0739(直通)

編集後記

もう7月になり、汗ばむ季節になりましたね。多くの組合様は事業年度末が3月になっているので、総会の準備や終わった後の事務処理の忙しさで、あっという間に今の時期になってしまった、という方も多いのではないのでしょうか。できることなら、コロナウイルスの影響を気にせず、リフレッシュも兼ねてどこか遠くに旅行でもしたいものですね。

企画情報部担当者

情報募集

『商工神奈川』に
 組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい

お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】
 企画情報部 TEL:045-633-5134
 もしくは組合担当者まで

神奈川県信用保証協会

LINE
友だち募集中

金融支援

創業支援

経営支援

～夢と未来に向けて～
 かながわの中小企業を
 応援します

カナモ

メリット

- 1 セーフティネット保証等の別枠保証もごさいます
- 2 資金調達がスムーズになります
- 3 原則として第三者保証人が不要です

随時ご相談をお受けしています

営業部 045(681)7178	川崎支店 044(222)7811	小田原支店 0465(23)0138	横須賀支店 046(822)3821	藤沢支店 0466(23)0792	厚木支店 046(221)0633	相模原支店 042(752)0575
---------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------

<https://www.cgc-kanagawa.or.jp/>

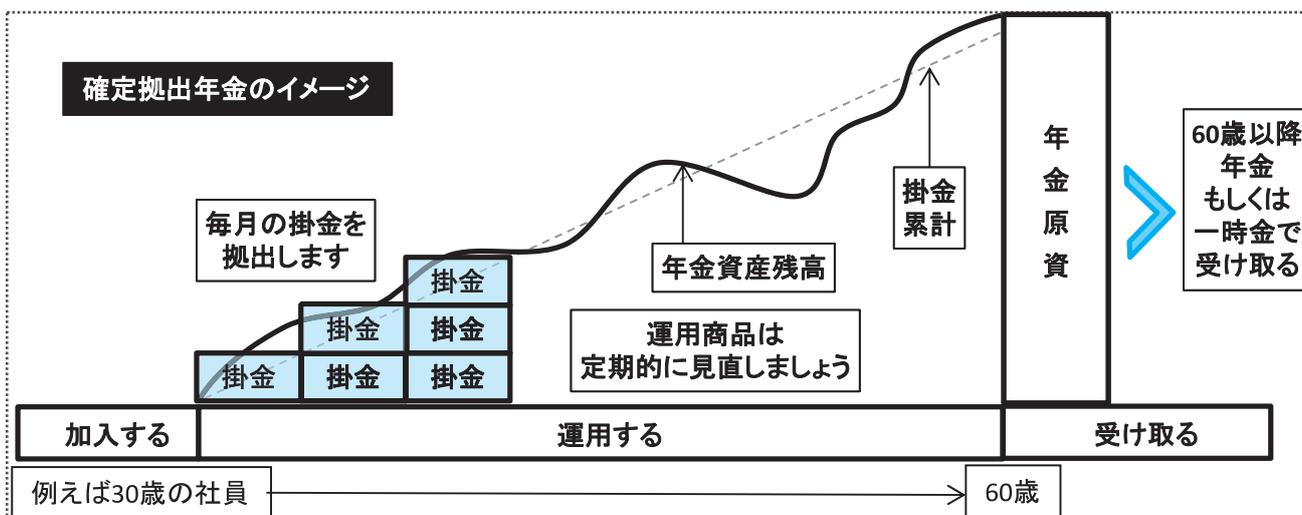
福利厚生制度の充実をお考えの経営者さまへ

企業型確定拠出年金の導入はおすすめですか？

中小企業の経営者・役員・従業員の年金づくりに最適なプランです。

こんな悩みのある企業様におすすめです！

- ✓ 従業員全員に新しい制度について説明、加入させるのは困難。
- ✓ 企業型の導入を検討したが拠出金が負担。
- ✓ 導入後の投資教育についてわからない。



確定拠出年金 3つのメリット

Point1【拠出時】
毎月の掛金は社会保険料の算定外となり、所得税軽減効果の期待

Point2【運用中】
運用期間中の運用益は非課税

Point3【受取時】
受取方法で公的年金控除・退職所得控除が適用



株式会社バリュー・エーエージェント
横浜市南区宮元町1-21-15
TEL:045-716-0002

※5/1より社名変更しました
旧社名 株式会社神奈川保険グループ

FAX ⇨ 045-716-0005

切り取らずにこのままファックスしてください

会社名： _____ 役職： _____

お名前： _____

メール： _____ お電話番号 _____

お問合せ内容

- 制度詳細について 加入資格について 社会保険料や所得税の削減効果について
 その他



神奈川県中小企業団体中央会 ビジネスJネクスト制度のご案内



— 団体業務災害補償保険制度 —

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？

社長！！
作業中に高所から落ち、
従業員が亡くなりました！！

社長！！
セクハラにより会社が訴えられ
ています！！



社長！！
従業員が過労自殺して
使用者責任を問われています！！

社長！！
不当解雇が原因で損害賠償請求
をされています！！

最近の労災高額損害賠償例では、**1億円を大きく超えた判決**となるものがあり、**脳・心臓疾患と精神障害**によるものが増えています。(引受保険会社調べ)

判決容認額	年	年齢	業種	態様	備考
1億6,700万円	2019年	開示なし	市立病院	医師が過労死	過労死
1億円	2014年	28歳	鉄道会社	社員が長時間労働によるうつ病で過労自殺	自殺
7,200万円	2014年	開示なし	消火器販売	上司によるバワハラが原因でうつ状態となり自殺	自殺
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上（045-461-0697）までFAXしてください。

貴社名	所属組合名		
ご住所			
ご担当者名			
TEL	FAX		
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

<ご連絡先>

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社 横浜支店横浜第二支社
住所：横浜市神奈川区栄町7-1 MYXビル4階
TEL：045-461-8245
FAX：045-461-0697

経営者・役員・従業員とそ のご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書 (契約概要)」「特に重要な事項のご説明 (注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程 (規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鶴沼石上1-5-4 大樹生命藤沢ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL:042-722-6368

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2019-1064 (損保) B-2020-101 (2020.4)
B-2020-1009 (2020.4) 使用期限 2021.3.31